

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

おいらせ町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

おいらせ町長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>「国民健康保険法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)および「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>なお、保険給付に関する事務に際して「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)」第2条及び第9条の規定に基づき実施する。</p> <p>○資格管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険の被保険者資格の得喪事務 ②国民健康保険税の納付状況による被保険者証、短期保険証、資格証明書等の発行、更新事務 ③所得区分の判定結果による高齢受給者証、限度額・標準負担額認定証等の発行、更新事務 ④国民健康保険資格情報の照会、回答 ⑤その他、国民健康保険の資格管理に係る事務 <p>○保険給付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険の保険給付事務 ②国民健康保険の給付情報の照会、回答 ③一部負担金の減免等の措置に関する事務 ④保険給付等の一時差止めに関する事務 ⑤その他、国民健康保険の保険給付に係る事務 <p>番号法の別表第二に基づいて、国民健康保険の資格管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行い、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>○「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によるオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格確認履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報等オンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険税システム 3. 収納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 国保総合システム 7. 国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

1. 宛名情報ファイル
2. 国民健康保険(資格)情報ファイル
3. 国民健康保険(給付)情報ファイル
4. 個人住民税情報ファイル
5. 収納情報ファイル
6. 滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

<資格管理に関する事務及び保険給付に関する事務>

- ・番号法第9条第1項、別表第一第30項、101の項
- ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第24条
- ・公金受取口座登録法第2条及び第9条

<オンライン資格確認の準備業務>

- ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)
別表第1 項番30
- ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
- ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二 27,28,42,43,44,45,46,121 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)・別表第二省令第20,21,25,26条 <情報提供事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106, 109,120,121 2. 別表第二省令第1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	おいらせ町総務課 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	おいらせ町総務課 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月6日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	環境保健課長 松林 由範	環境保健課長 柏崎 勝徳	事後	人事異動による
平成30年4月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	おいらせ町企画財政課 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-	おいらせ町総務課 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-2111	事後	担当課訂正による
令和1年6月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	環境保健課長 柏崎 勝徳	環境保健課長	事後	取扱いの変更
令和1年6月24日	IV リスク対策			事後	新様式への変更
令和2年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	評価再実施による
令和2年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	評価再実施による
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	環境保健課	町民課	事後	機構改革、人事異動による
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	環境保健課長	町民課長	事後	機構改革、人事異動による
令和2年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記を追加	<p>○「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によるオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格確認履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報等オンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事後	
令和2年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	右記を追加	<p>7. 国保情報集約システム</p> <p>8. 医療保険者等向け中間サーバー</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	右記を追加	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年9月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	右記を追加	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年9月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	令和2年9月4日 時点	事後	
令和2年9月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	令和2年9月4日 時点	事後	
令和2年9月4日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和2年9月4日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和3年6月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報照会事務> 1. 番号法第19条第7号別表第二	<情報照会事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二	事後	法律の改正による
令和3年6月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報提供事務> 1. 番号法第19条第7号別表第二	<情報提供事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二	事後	法律の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「国民健康保険法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)および「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	「国民健康保険法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)および「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 なお、保険給付に関する事務に際して「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。)」第2条及び第9条の規定に基づき実施する。	事前	事務取り扱いによる
令和5年12月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<資格管理に関する事務及び保険給付に関する事務> ・番号法第9条第1項、別表第一第30項、101の項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第24条	<資格管理に関する事務及び保険給付に関する事務> ・番号法第9条第1項、別表第一第30項、101の項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第24条 ・公金受取口座登録法第2条及び第9条	事前	事務取り扱いによる
令和5年12月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二 27,28,42,43,44,45,46 <情報提供事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,93,97,106	<情報照会事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二 27,28,42,43,44,45,46,121 <情報提供事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120,121	事前	国保集約システムのクラウド化による評価再実施
令和5年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月4日	令和5年12月1日	事前	国保集約システムのクラウド化による評価再実施